

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

7月17日発行

Vol.655

さんじょうライフ

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



南相馬市HPから

東日本大震災による被災者に係る 国民健康保険の一部負担金の 免除期間について更新しました

東日本大震災による被災者に係る一部負担金の免除期間について、次ページのとおり更新しました。

医療機関を利用するときには忘れずに国民健康保険証と免除証明書を提示してください。

 **2ページをご覧ください。**

目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	8
双葉町	13



新潟県

△クマ出没警戒注意報発表中△

クマ 注意

～あなたの命を守るため クマに警戒してください～

- ①クマの出没が確認されている場所には近づかない
- ②単独行動を避ける
- ③山等に入る際は、音の鳴るものを携帯する
- ④人家周辺に生ゴミ等の誘引物を置かない



南相馬市からのお知らせ

東日本大震災による被災者に係る国民健康保険の一部負担金の免除期間について

7月12日HP更新

東日本大震災による被災者に係る一部負担金の免除期間については、下記のとおりです。
医療機関を利用するときには忘れずに国民健康保険証と免除証明書を提示してください。

対象区分(世帯主で判定)	有効期限
(1)避難指示が継続中の帰還困難区域等の方	令和7年2月28日まで
(2)令和5年4月2日以降に避難指示が解除された旧特定復興再生拠点区域等の方	令和6年9月30日まで ◆令和6年10月1日～令和7年2月28日の免除については、同じ世帯の国保加入者全員の令和5年中の 所得(※) の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。
(3)平成27年度～令和5年4月1日に避難指示が解除された旧居住制限区域の方 旧避難指示解除準備区域の方	令和7年2月28日まで ◆令和6年8月1日～令和7年2月28日の免除については、同じ世帯の国保加入者全員の令和5年中の 所得(※) の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。
(4)平成26年度までに避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域の方 旧緊急時避難準備区域の方 旧特定避難勧奨地点の方	令和7年3月31日まで(免除終了) (4)に該当する方は、令和7年3月31日で免除措置終了となります。詳しくは「東日本大震災に係る国民健康保険税及び一部負担金の減免措置の見直しについて」をご覧ください。 ◆令和6年8月1日～令和7年3月31日の免除については、同じ世帯の国保加入者全員の令和5年中の 所得(※) の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。
(5)避難指示等対象地域以外の方、または(3)・(4)の上位所得層で震災により被災・り災された方（震災による住宅の全半壊など）	令和7年3月31日まで(免除終了) (5)に該当する方は、令和7年3月31日で免除措置終了となります。詳しくは「東日本大震災に係る国民健康保険税及び一部負担金の減免措置の見直しについて」をご覧ください。

次ページへ続きます 

▶ 東日本大震災に係る国民健康保険税及び一部負担金の減免措置の見直しについて

https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/hoken_nenkin/2/20899.html



(※) 所得：国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等

- ※ 世帯内の国民健康保険加入者の増加や世帯主の変更、所得の変更によって、一部負担金等の免除措置の対象から外れる場合があります。
- ※ 表内の(3)・(4)に該当する方で、国民健康保険加入世帯員の中に、税の申告が済んでいないなどの理由で所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書を交付できませんので、ご注意ください。
- ※ 表内の(5)に該当する方は別途申請が必要です。
- ※ 次の自己負担額の免除は、「平成24年2月29日まで」で終了しています。
 - ・ 入院時の食事療養と、生活療養に係る標準負担額の免除
 - ・ 柔道整復師や、あん摩、マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師による施術など

■お手元の保険証をご確認ください。

上記の一部負担金免除期間延長となるのは、南相馬市の国民健康保険に加入している方のみです。

勤務先の健康保険証を使っている方は、勤務先の保険担当者の方か、保険証に記載されている健康保険組合などにお問い合わせください。

福 島 県		有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日
国民健康保険			
被 保 険 者 証			
記号	〇〇	番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (枝番) 〇〇
氏 名	〇〇 〇〇		
生 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	性別	〇
適用開始年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
交 付 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
世 帯 主 氏 名	〇〇 〇〇		
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
保険者番号	交付者名	南 相 馬 市	

問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

東日本大震災で被害を受けた方の国民健康保険税の減免

7月16日HP更新

市では、東日本大震災で被害を受けた方の国民健康保険税の減免措置を行っています。

減免の対象要件	減免割合
① 避難指示が解除されていない帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の世帯の方	年税額を 10/10
② 令和元年(平成31年)度以前に避難指示が解除された帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域で、一部負担金等免除が認定されている世帯のうち、被保険者全員の令和5年中の合計所得(注意)が600万円以下の世帯	年税額を 10/10
③ 平成27年までに指定が解除された、避難指示解除準備区域(平成26年までに解除された区域を除く)で、一部負担金等免除が認定されている世帯のうち、被保険者全員の令和5年中の合計所得(注意)が600万円以下の世帯	年税額を 5/10

注意 被保険者ごとの総所得金額等から基礎控除(43万円)を差し引いた金額の合計

※ 被災の判定は世帯主で行います。世帯員に被災した方がいても、世帯主が被災していなければ、減免の対象にはなりません。

※ 上記以外の世帯については、令和6年度からは通常課税となります。

問い合わせ

■ 国民健康保険税に関すること

総務部 税務課 市民税係

975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27 南相馬市役所本庁舎1階

TEL 0244-24-5226

FAX 0244-23-0311

E-mail zeimu@city.minamisoma.lg.jp

■ 国民健康保険の資格に関すること

市民生活部 市民課 保険年金係

975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27 南相馬市役所本庁舎1階

TEL 0244-24-5233

FAX 0244-24-3281

E-mail shimin@city.minamisoma.lg.jp

高齡受給者証について

7月12日HP更新

高齡受給者証

国民健康保険に加入の方で70歳以上75歳未満の人には、所得に応じて2割または3割の自己負担割合が記載された「高齡受給者証」が交付されます。

病院にかかるときは、必ず国民健康保険証と高齡受給者証を忘れずに病院の窓口へ提示してください。

※ マイナンバーカードを保険証として利用する場合、高齡受給者証の提示は不要です。

手続きと更新

満70歳になる誕生月の翌月から(ただし、1日生まれの方はその月から)適用され、対象者には適用される月の前月下旬に、市から「高齡受給者証」を郵送しますので、手続きは不要です。

また、令和6年度までは8月が定期更新となりますので、7月下旬になりましたら、新しい高齡受給者証を、ご自宅に郵送します。

更新された高齡受給者証は1年間の有効期限ですが、年度の途中で75歳に到達される人の有効期限は、75歳の誕生日の前日までとなります。

自己負担割合

自己負担割合は、世帯の所得とご本人の誕生日に応じて次の基準により「2割」または「3割」となります。

区分	判定基準	負担割合
一定以上所得者	同じ世帯の70歳以上の国保被保険者に、1人でも住民税課税所得が145万円以上の人がいる人。 ただし、対象者の収入の合計が、1人の場合は383万円未満、2人以上の場合は520万円未満であれば申請により一般(2割)とすることができます。	3割
一般	一定以上、低所得1、低所得2のいずれにもあてはまらない人	2割
低所得2	同じ世帯の世帯主(擬制世帯主を含む)および国保被保険者(70歳未満を含む)全員が住民税非課税世帯の人	2割
低所得1	同じ世帯の世帯主(擬制世帯主を含む)および国保被保険者(70歳未満を含む)全員が住民税非課税世帯の人で、その世帯の全ての人が必要経費・控除を差し引いて0円になる人。 (年金所得は、控除額を一律80万円として計算します。)	2割

次ページへ続きます 

後期高齢者医療制度の創設により、新たに一定以上所得者と判定される高齢受給者においては、ご本人が住民税課税所得145万円以上かつ年収383万円以上であっても、世帯内で国保から後期高齢者医療制度へ移行した方たちも含めた収入合計が520万円未満であれば、申請により、自己負担割合の区分が「一般」に据え置かれます。

注意 対象者の収入の合計が、1人の場合は383万円未満、2人以上の場合は520万円未満である場合の申請は基準収入額適用申請といいます。申請が必要と思われる方には、高齢受給者証の交付に併せて、案内をしています。

▶ 高齢受給者証の負担割合について [PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/12/20240711_rWgXc.pdf



▶ 国民健康保険基準収入額適用申請書 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/1/20220207133202.pdf>



▶ 国民健康保険基準収入額適用申請書記載例 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/1/20220207133303.pdf>



問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



今週の番組

番組内容 [7/12~7/19]

毎時 00分～ オープニング&今週の番組

02分～ 南相馬市長 7月 定例記者会見

16分～ Next Commons Lab 南相馬 活動報告会 part2

38分30秒～ 原町中央ロータリークラブ×東京一ツ橋ロータリークラブ30周年記念植樹祭

45分30秒～ 南相馬市スポーツ少年団 ～高平少年剣道クラブ～

51分30秒～ 2024年野馬追の里キャンペーンスタッフ

54分30秒～ 南相馬見聞録 蛸沢稲荷神社

59分30秒～ リクエストアワーのお知らせ



みゆうちゃん

合葬墓に関するアンケート

6月28日HP更新

近年、少子高齢化や生活様式の変化などから、亡くなられた方の遺骨を宗教や宗派にとらわれず合同で埋葬する合葬墓も増えています。

市民のみなさんの合葬墓へのニーズを把握するため、アンケート調査を行います。

回答方法

下記の回答フォームを選択し、回答をお願いします。

▶ 合葬墓に関する南相馬市民アンケート

https://www.city.minamisoma.lg.jp/cgi-bin/inquiry.php/350?page_no=25800



環境政策課、各区市民総合サービス課に設置するアンケート用紙でも回答いただけます。

▶ アンケート用紙 [PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/9/20240524_bfhQa.pdf



回答期限

7月31日(水)

問い合わせ

市民生活部 環境政策課 環境保全係

TEL 0244-24-5313



浪江町からのお知らせ

HPVワクチン接種のキャッチアップ対象者に通知を送りました

7月8日HP更新

HPVワクチンを無料で接種できるのは令和7年3月31日まで

HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対し、定期接種の特例として公費による「キャッチアップ接種」を行っています。

令和6年度で実施期間が終了となり、その後に希望された場合は全額自己負担(約5万円～10万円)となります。

▶ 浪江町作成チラシ[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21008.pdf>



対象者

平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性で、これまでにHPVワクチンを3回接種していない方

実施期限

令和7年3月31日(月)

※ 3回接種するには6カ月必要なため、遅くとも第1回目の接種を9月末までに開始してください。

ワクチンの種類

2価(サーバリックス)、4価(ガーダシル)、9価(シルガード9)

※ 原則同じワクチンを接種してください。種類がわからない場合は、役場で把握している場合もありますのでお問い合わせください。

費用

無料

次ページへ続きます

HPVワクチン接種の流れ

1. **病院を選ぶ**: 希望するHPVワクチンの接種ができる医療機関を探します。医療機関がわからない場合は市区町村のホームページを検索してみてください。
2. **予約をする**: 希望するワクチンの種類も必ず伝えてください。
3. **医師の予診**: 他に予防接種を受ける予定がある場合や、過去に接種後に体調に異常があった方は必ずお伝えください。
4. **ワクチン接種**: 通常は座った状態で腕の筋肉に注射を打ちます。接種後は30分程度、病院内で安静にして様子をみましょう。次の予防接種の予約日を忘れずに確認してください。

接種に必要なもの

- 予診票
※福島県内の方には予診票(ピンク色)を送付しています。
県外の方は避難先の市町村にお尋ねください。

- 母子健康手帳(接種歴が確認できるもの)
- 健康保険証

ワクチンの安全性・有効性

▶ 厚生労働省作成リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/leaflet.html>



その他

▶ HPVワクチンについて

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/6/30718.html>



問い合わせ

健康保険課 健康係

TEL 0240-34-0249

令和6年度国民健康保険税の減免について

7月12日HP更新

東日本大震災等による被災者に対する令和6年度国民健康保険税を以下のとおり減免します。
なお、一部地域(以下4の区域)において、減免基準が見直しになりました。

対象者

浪江町が行う国民健康保険の世帯主が平成23年3月11日時点で以下に該当する世帯

1. 令和6年3月31日までに避難指示区域(※1)の指定が解除されていない区域に住所を有していた人
2. 令和5年4月2日から令和6年3月31日までに避難指示区域(※1)の指定が解除された区域に住所を有していた人
3. 平成28年1月1日から令和5年4月1日までに避難指示区域(※1)の指定が解除された区域に住所を有していた人
4. 平成27年1月1日から平成27年12月31日までに避難指示区域(※1)の指定が解除された区域に住所を有していた人

注意 上記1以外の区域は、上位所得世帯(※2)に該当する場合は減免対象外となります。

ただし、上記2の区域については、上位所得世帯(※2)に該当する場合でも、令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に普通徴収の納期限が到来する令和6年度分の国民健康保険税のうち、令和6年4月分から9月分までの国民健康保険税に相当する月割算定額を減免します。

なお、世帯主が原発事故に伴う被災を受けていない場合も減免対象外となります。

※1 避難指示区域:福島第一原発事故により、国が避難指示区域の指定を行った区域

※2 上位所得世帯:世帯に属する被保険者の令和5年中の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

減免額

- 上記1、2、3に該当する区域:全額減免
- 上記4に該当する区域:2分の1減免

前年所得の未申告者について

国民健康保険加入者で住民税未申告者がいる世帯(上記1の区域以外)は、減免要件の判定(上位所得判定)ができないことから、国民健康保険税の減免対象外となります。

なお、申告した結果減免要件を満たしている場合には、さかのぼって減免対象となりますので、必ず申告を済ませるようお願いします。

問い合わせ

住民課 課税係

TEL 0240-34-0224

日山の山開き

6月2日(日)、晴天に恵まれた日山天王山の山頂において、安全祈願祭が催され、多くの登山者と共に1年間の安全な登山を祈りました。

5市町村をまたぐ日山天王山はうつくしま百名山に選定され、富士山が見える山として知られています。

※岩下登山口(浪江)からの登山道は閉鎖されています。



なみえバーガー販売

道の駅なみえに新商品の「なみえバーガー」が誕生しました。

ふたば未来学園高校との共同開発で、請戸産のヒラメと町産のブランドタマネギを使ったハンバーガーです。



ホッキ・シラス漁の解禁

ホッキ貝の漁が6月から解禁され、たくさんのホッキが水揚げされています。
また、6月10日(月)からは今季のシラス漁が始まりました。昨年より1カ月ほど早い初出漁となります。



町内事業再開(陶吉郎窯)

6月30日(日)、大堀地区に「陶吉郎窯」が再オープンしました。
新店舗には、伝統の青ひび二重構造のほか会津の漆器塗とコラボした作品など約400点が展示販売されています。





双葉町からのお知らせ

「第58回双葉町町民体育祭」開催のお知らせ

7月12日HP更新

レクリエーション・スポーツにより町民の皆さまの交流を図ることを目的に「第58回双葉町町民体育祭(旧:ふたばスポーツフェスティバル)」を下記日程により開催します。

競技の内容は、玉入れや宝拾いなどどなたでも参加できる競技です。

日時

10月12日(土) 午前10時30分～午後2時30分 ※受付開始 午前9時30分

会場

東日本大震災・原子力災害伝承館 アーカイブ広場 (芝生の広場です)
(〒979-1401 双葉郡双葉町大字中野字高田39)

※ 雨天時は双葉町産業交流センター(大会議室)にて開催します。

競技種目

玉入れ、宝拾い、ボールとさんぽ、キャッチングボールむかで、ボウリングなど

申し込み方法

① 専用申込フォームからの申し込み

https://docs.google.com/forms/d/1lYtu8egp2fiM_tK4ymj94ts4w7_eKg0oZrfB2wEcAyo/viewform?edit



② 申込書(「ふたばのわ7月号」(7月15日発送)に同封)

申込書に必要事項を記入の上、NPO法人双葉ふれあいクラブまでお申し込みください。
ご持参、郵送、FAX、メールでも受け付けております。

申し込み期間

7月18日(木)～8月30日(金)

次ページへ続きます 

第58回 双葉町町民体育祭

東日本大震災・原子力災害伝承館の宝で開催します！

伝承館住所：〒979-1401 福島県双葉郡双葉町大字中野字南田39

双葉町民・双葉町出身・双葉町内で仕事している方・双葉町に関わる方などぜひとも参加してください！

開催 **10月12日(土)** ※雨天時 F-BIGGで実施
 日時 **10:30~14:30**を予定
 参加申込受付期間 **7月18日~8月30日**
 お申し込みは下記事務局で受け付けます。

楽しもう♪
 お子様から高齢の方まで楽しめる競技を予定しています。

★競技種目★
 ・ボールとさんぽ
 ・宝探し
 ・キャッチボールわがで
 ・玉入れ
 ・ボウリング 他

双葉においで♪
 双葉町内で開催します。
 参加費が多額の地域にはパスを配布しています。
 (例：東茨城、福島市、つくば市、谷田町、郡山市等)
 ※利用希望者を確認し決定します。

みんなで参加して♪
 ご不明な点などございましたら事務局までお気軽にお問合せください。ぜひご参加ください。

主 催：双葉町
 事務局：NPO法人双葉ふれあいクラブ TEL0240-23-0120



【申込先・問い合わせ先】

NPO法人双葉ふれあいクラブ

TEL 0240-23-0120 FAX 0240-23-0121

E-mail asari.takano@fureai-club.or.jp

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2024.7.17現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	32
原町区	3	3
南相馬市 計	16	35
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合 計	23	53

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
 Tel 0256-34-5511